

要請書について (回答)

- 提出者：鳥取県社会保障推進協議会
- 受付日：令和5年10月5日
- 回答日：令和5年11月24日

1. 医療について

(国民健康保険制度について)

①国民健康保険料(税)を引き下げてください。基金の取り崩し、活用をすれば十分可能です。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、令和3年度及び令和4年度に国民健康保険料の引き下げを行いました。令和5年度においても、新型コロナウイルス及び物価高の影響を考慮し、規模を拡大して保険料の引き下げを行っています。被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費は年々増加しており、現時点で更なる国民健康保険料の引き下げは困難と考えています。

②18歳未満の均等割は1/2免除となりましたが、全額免除してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国へ子どもに係る均等割軽減の対象年齢や軽減割合の引き上げ等、制度の拡充を要望しています。

国の基準以上の軽減につきましては、現在の国保制度では困難です。一般会計からの繰入による減免を市単独で行うことは難しいと考えます。

③保険料(税)滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。オンライン資格確認において、保険料(税)滞納者の扱いはどうなるのかお聞かせください。また、給付制限(国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など)を行っている場合は、とりやめてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

本市では、保険料滞納者への督促、催告、電話相談等、滞納者の実態を把握し、保険料の分割納付等の相談を行いながら、できる限り短期保険証や資格証明書の交付に至らないように努めています。

しかしながら、納付相談等にお越しいただけない場合などには、保険料負担の公平性の観点から資格証明書を交付しています。

短期保険証につきましては、対象者全員に短期保険証(6ヶ月)を継続的に交付します。オンライン資格確認においては、短期保険証の有効期限や資格証明書を有する者かどうかが医療機関・薬局で分かる仕組みとなっており、資格証明書の場合は10割負担となります。

限度額認定証につきましては、滞納があっても、納付状況等により交付を行います。

国保ドックにつきましては、資格証明書対象世帯以外の方は受けていただくことができます。一部負担金の減免は滞納の有無に関係なく行います。

④一部負担金の減免制度の年間実績を教えてください。利用者少数の場合は、国保加入者が利用できる基準に見直してください。制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

令和4年度実績0件、令和5年度実績0件(10月31日現在)

国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、本市では倉吉市国民健康保険条例施行規則第6条において、一部負担金の減免を受けることができる被保険者を定めています。具体的な運用は、倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱に定めております。

倉吉市ホームページへの掲載、保険年金課窓口にチラシを配架することにより制度の周知を行っております。

(添付資料) 倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

⑤コロナ特例の傷病手当をコロナ以外の傷病でも認め、恒常的な制度にしてください。対象者を被用者に限定せず、個人事業者やフリーランスにも適用してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者を対象とした傷病手当金については、国の財政支援の基準に沿った給付内容としております。

国の財政支援を受けることなく、市単独での傷病手当金の支給は困難と考えます。

(無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて)

①保険薬局では同事業が行えないため、病院・診療所で無低が適用されても薬代が低減できず、薬物療法が受けづらい実態があります。自治体独自で無料低額診療利用者の薬代助成制度を創設してください。あわせて国に対し、薬局でも無料低額診療が実施できる制度変更を働きかけてください。

②公立病院においても、低所得者向けの負担低減の制度を検討してください。(回答なし)

③上の件の検討を土台として、無料低額診療制度を利用している住民の数や、その薬代負担の額など調査をしてください。

④県中部地域では無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

【回答：福祉課(福祉係) Tel 22-8118】

本市には無料定額診療事業を実施する医療機関がないため、利用実態の把握ができません。

(新型コロナウイルス感染症対応を含めた地域医療について)

①公衆衛生体制の強化を求めます。各自治体の保健師の人数を増やしてください。医療ひっ迫時には、行政が責任をもって入院調整を図れるよう体制を整えてください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

保健師の増員につきましては、市は財政的な状況を考慮しながら適正な人員を確保し配置しており、現状の体制の中で可能な範囲で県や入院調整を行う保健所と連携を図っていきます。

②感染状況を地域住民に知らせ、感染拡大抑止に向けて積極的な情報発信をしてください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

感染症の感染状況は県により公表されています。地域に注意報や警報が発令された場合など適時、住民への注意喚起を行っていきます。

③各医療機関が必要な感染症対応を行えるよう、財政的支援を行ってください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

本市では、これまで新型コロナウイルス感染症流行期に医療機関や医師会に対して、マスクや手袋、ガウン、フェイスシールド等の配布を行っています。

また、県は感染症対策のための設備整備に対する支援を継続しており、現時点において市独自の財政的支援は考えておりません。

④2024年4月より「医師の働き方改革」が施行されます。地域の医療提供体制が縮小することにならないよう留意するとともに、絶対的医師不足の解消に向けて医師増員を国に働きかけてください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

国への要望など、県の動向を注視しながら、市として可能な範囲において協力を行っていきます。

⑤「看護職員処遇改善評価料」が2022年10月から診療報酬改定で新設されましたが、対象の看護職員は全体の35%程度と限られています。すべての看護職員が対象となるよう、国に求めてください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

国への要望など、県の動向を注視しながら、市として可能な範囲において協力を行っていきます。

⑥地域医療計画に基づく病院の統廃合や病床削減計画は見直しを図るよう国に求めてください。

【回答：健康推進課 Tel 27-0030】

2019年に公立・公的病院再編統合リスト（県東部1、西部3病院対象）が公表されましたが、その後国から示された「地域医療構想の進め方に関する通知」により、2022～2023年度において、地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされ、地域医療構想会議において協議することとされました。鳥取県では現在「第8次医療計画」の策定と併せ、東・中・西の圏域ごとに地域医療構想について検討する「地域医療構想会議」が行われていますが、地域の実情を反映したものとなるよう考慮しながら協議はすすめられているところです。引き続き、県の動向を注視しながら連携を図っていきます。

⑦後期高齢者の医療費窓口負担の2割化が2022年10月より実施されました。受診抑制につながっていないか実態をつかむとともに、2割負担を中止し元の負担割合に戻すことを国に求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれ、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことはやむを得ないところもあると考えます。

なお、窓口負担割合の見直しの影響について、2割負担の人の受診日数は1割負担の人と比較して△0.10日であり、厚生労働省は制度改正時の影響見込みの範囲内としています。（令和5年9月29日第168回社会保障審議会医療保険部会）

2. 介護保障・高齢者支援について

①高齢者の負担能力を超えている介護保険料を引き下げてください。国に財政負担を求めつつ、各自治体の施策によって介護保険料の引き下げを実現してください。現時点での基金の額を教えてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者の介護保険料について、平成27年度から公費負担（国：1/2、県：1/4、市：1/4）による負担軽減を実施しています。令和元年10月の消費税10%への引き上げ時には、軽減率の引き上げとともに、対象をすべての非課税世帯の者に拡充しています。今後も、給付の適正化に取り組むとともに、保険料負担の増加抑制に取り組んでいきます。

また、令和4年度末現在における基金の額は、約4.2億円となっています。

②介護保険料及び利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者への介護保険料の減免は、災害等特別事情による場合のほか、扶養親族がなく活用できる資産がない等一定の条件に該当する場合に、条例等に基づき行っています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業等収入の減少があった場合にも、5類移行前の令和4年度まで規則に基づき減免を行っています。適時適切な周知に取り組んでいきます。

③利用料2割負担の拡大、要介護1、2の保険給付はなしなど、必要な介護サービスが受けられないことにつながる見直しはしないよう国に求めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護サービス利用料等の負担が重く、必要な介護サービスが受けられないことがないように、介護事業所及び地域包括支援センター等と情報共有を図りながら、適時適切な対応に取り組んでいきます。

④水光熱費、物価の高騰を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。自治体の社協運営のヘルパー事業所が減っていると報じられています。住民が困らないように、必要な支援を事業所に行ってください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護事業所及び地域包括支援センター等と情報共有を図るとともに、国や県と連携しながら、必要な支援を適時行うよう取り組んでいきます。

⑤国に対して水光熱費、物価高騰を踏まえ介護報酬を大幅に引き上げること、その際は負担増によりサービス利用に支障が生じないよう利用者負担の軽減対策の強化をするように、要請してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

安定的な介護サービス基盤の確保及び利用者の負担増とならないよう、国や県と連携し、適時適切に対応していきます。

⑥国に対して、全額公費により、介護事業所に従事するすべての職員の給与を全産業平均まで早急に引き上げるよう要請してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

安定的な介護サービス基盤が確保できるよう、国や県と連携し、適時適切に対応していきます。

⑦免許を返納する高齢者などの交通手段を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。

【回答：企画課 Tel 22-8161】

バス路線を中心とした公共交通の見直しについては、中部地域の誰もが利用しやすい公共交通体系の構築を目指して、中部1市4町やバス事業者等で組織している「鳥取県中部地域公共交通協議会」において中部地域公共交通計画（平成30年策定）及び中部地域公共交通利便増進計画（令和元年策定）を策定し、当該計画に基づく路線の見直し、再編を進めてきたところです。

現計画の期間が令和6年度末で終了することから、令和7年度からの次期計画の策定に向け、より利便性が高く持続可能な公共交通体系へのリ・デザイン（再構築）を目指し、本年11月から検討に着手していくこととしています。

特に、自動車を運転できない免許を返納された高齢者をはじめ、障がいのある方や高校生などの移動を公共交通で支えることが「暮らしよし倉吉」の実現に必要な不可欠であると考えています。

今後、住民アンケート等を行いながらニーズを把握し、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通体系の構築を目指して検討を進めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等について

①税の滞納整理にあたっては、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）を適用してください。

【回答：税務課（債権回収室） Tel 22-8113】

滞納整理にあたっては、滞納者の実情をしっかりと確認し、状況に応じて「徴収猶予」・「滞納処分執行停止」適用など、法に基づいた適切な対応を行っていきたいと思います。

②中部ふるさと広域連合では、本来差押禁止である年金受給権の差し押さえが横行しています。納税者の生活を脅かす滞納整理を止めさせてください。広域連合に税の徴収を移管せず、市町村が責任をもって滞納整理を行ってください。

【回答：税務課（債権回収室） Tel 22-8113】

税務課債権回収室の体制では、徴収及び滞納処分の執行停止の適用判断に対応しきれない部分がありますので、今後も鳥取中部ふるさと広域連合税務課に委託をしていきたいと考えております。

なお、鳥取中部ふるさと広域連合税務課に対するご意見等については、鳥取中部ふるさと広域連合にお伝えします。

4. 生活保護制度など低所得者施策について

- ①生活保護の相談・申請には、憲法第25条及び生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住人を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活保護制度については、市ホームページ上で「生活保護は国民の権利」である旨を明示してご案内しているほか、福祉事務所窓口で「生活保護のしおり」と保護申請書を配置し、どなたでも持ち帰り可能な状態としています。

保護の相談対応においては、相談者の状況をよく聴き取るとともに、保護のしおりを用いて保護の要件や受給中の権利義務等について説明をしますが、これらについても、わかりやすくお伝えするよう努めています。また、保護の要件を満たさないと考えられる方についても、申請意思を表示された場合は、申請書を交付することとしています。

- ②自動車保有や持ち家があるなどの場合でも、厚生労働省からは「弾力的な運用」で対応するよう通知が出されています。内容を周知するとともに柔軟な対応をお願いします。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

自動車保有については、制度上特別の要件に該当する場合以外には保有は認められないものの、就労により保護からの脱却が見込まれる方については、処分指導を保留する取扱いとしています。

持家についても、現に被保護者の方の居住用に供されている家屋・宅地については、最低限度の生活維持に必要なものとして保有を容認しています。

保護の相談時においては、「処分してからでない」と申請ができない等といった誤解を招かないよう丁寧な説明を行うこととしています。

- ③厚労省は「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限ることと、「問答集」で示しました。この内容の住民への周知と、窓口においてはこれに沿った運用をお願いします。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

扶養照会については、要保護者から扶養の可能性について聞き取りを行い、扶養義務履行が期待できない者については、扶養照会を行わないこととしています。

厚労省通知により、その判断基準が明確化されていますので、引続き、個々の要保護者に寄り添った適切な対応に努めます。

- ④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

本市においては、きめ細やかな自立支援のため、国の基準以上にケースワーカーを配置しています。また、各種研修への参加等により、個々の職員の資質向上に努めています。

- ⑤燃料費や電気代の高騰が生活保護利用者を含む低所得者の生活に打撃を与えています。冬季は福祉灯油の継続と充実、夏季においても冷房費に対する助成制度の継続と充実をおこなってください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

令和3年度から生活保護世帯を含む低所得世帯に対する灯油購入費助成金の支給を行っております。令和5年度においても、光熱費助成金の支給を4月及び7月に実施しました。

⑥エアコンを保持していない生活保護利用者や低所得者のエアコン設置への独自支援策を検討してください。

【回答：福祉課（生活保護係） Tel 22-8199】

生活保護世帯のうち、エアコン設置費支給の対象外となる世帯については、生活福祉資金等の貸付制度活用の検討や家計のやりくり等に対する助言・相談を行いながら、最低限度の生活維持のための支援を行っていきます。

なお、低所得者全体への独自支援について、制度の新設は考えていません。

5. 子育て・進学支援などについて

①学校給食の無償化や家庭負担への直接支援を拡充してください。来年度も給食費の家庭負担が増えないように、国に要望するとともに財政措置をしてください。また、学校給食に有機栽培のコメや野菜などを積極的に使い、地域の農業を支えてください。そのための財政的援助を農家にしてください。

【回答：学校給食センター Tel 28-3343】

学校給食の無償化については、全国市長会等を通じて国に要望しているところです。

なお、国が、学校給食の実態やすでに無償化している地方自治体の状況など全国調査を行うとの情報がありますので、国の動向を注視しながら本市の取り組みを進めていきます。

本市では家庭負担の軽減として、就学援助認定者に対する学校給食費の2/3減免、同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合に3人目以後の児童及び生徒の学校給食費を3割減免する第3子減免を実施しています。

また、食料品の相次ぐ値上げの影響を受ける中、令和4年度、令和5年度は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、保護者の負担を増やすことなく質を維持した給食の提供を継続しています。来年度も保護者負担が増えないよう検討していきます。

そして、学校給食に有機栽培のコメや野菜などを使用することにつきましては、本市では日々約3,800食分の給食を小中学校に提供しており、その食材として使用するには収量の絶対数が不足していると考えますので、学校給食で取り扱うことは困難です。

本市は学校給食の食材については、倉吉産、次いで鳥取産と地域の農産物を積極的に使用する取り組みを継続しています。今後も地産地消を推進することで、地域の農業を支える取り組みに寄与していきます。

②18歳未満の医療費完全無料化は国の施策として実施するよう国に求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療制度は、県との共同事業で実施しており、鳥取県においては令和6年4月から各市町村一斉に小児医療費が無料となる予定です。

自治体間において、対象年齢や助成内容に格差が生じることがないように、全国一律の制度を国の責任において創設するよう中国市長会で要望しています。

③コロナ禍で、女性の貧困問題が深刻化しています。生理用品が買えない、或いは節約せざるを得ないという問題は、女性の健康にとって深刻な問題です。毎年、生理用品の予算措置をして、小中学校のトイレや公的施設のトイレに配備してください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

公共施設のトイレに生理用品を配備することは考えていません。

【回答：学校教育課 Tel 22-8166】

倉吉市内小中学校では、生理用品を保健室や職員室に常備しており、本当に必要な児童生徒に十分に届けるために養護教諭等に言えば渡すようにしています。なお、衛生面を考慮してトイレへの常備は行っておりません。

④子どもたちの命を守り、保育を充実させるために、職員配置基準・施設基準を見直して改善し、職員を増員してください。

- a) 特に1～2歳児1：6を1：3に、4～5歳児1：30を1：20に改善してください。
国に対して強く要望してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

県の補助制度を活用し、1歳児は1：4.5の配置をする民間事業者に対して支援をしており、また、特別な支援が必要な乳幼児への対応では、加配保育士を配置するなど手厚い支援を実施しております。

国の『こども未来戦略方針』においては、配置の改善に対する運営費に係る公定価格の見直しが検討されているところであり、保育士不足、確保が困難な状況下における民間事業者の意見も伺いながら、国の動向を注視し、内容等を含めて要望の要否を検討します。

⑤学童保育指導員の配置基準を、2015年の子ども・子育て支援新制度の「従うべき基準」に戻してください。

- a) 1クラブ当たりの入所児童をおおむね40人以下とすること。
b) 1クラブ2人以上の指導員のうち、1名は有資格者とすること。

国に対して強く要望してください。

【回答：子ども家庭課 Tel 22-8100】

本市の『放課後児童健全育成事業』に関連する条例では、上記基準を定めて事業を実施しています。

一方で、全国的には都市部を中心に支援員となる人材確保の困難性や利用児童の増加等を要因とした施設整備の課題があり、児童の受入、支援に支障がない範囲で柔軟に支援体制を整えることも必要かと考えます。

現下の状況において「従うべき基準」として強く要望することは、さらに待機児童が生じることも想定されることから慎重に判断し、検討します。

⑥就学援助について物価の高騰を加味した単価にしてください。就学援助の所得基準を上げ、より多くの家庭が受給できるようにしてください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市の就学援助については、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行っているところですが、給付単価及び認定基準については、国の基準に準じて給付を行っているところです。

単価及び認定基準の見直しについては、国基準の動向に注視しながら検討を進めていきます。

⑦医療系学生の自治体独自の奨学金制度の充実と創設をしてください。

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

本市では、磯野長蔵記念三松奨学育英奨学金と倉吉市奨学資金の2つの奨学金貸与制度があり、いずれも大学、短期大学又は修業年限が2年以上の専修学校の専門課程に修学する者に対して、奨学金貸与を行っております。

この2つの奨学金貸付制度のもと毎年度7名の奨学金貸付の募集をしており、複数の方に活用していただける現行の貸与型奨学金制度を今後も継続する考えであり、医療系学生もこちらの奨学金制度を活用していただくことが可能ですので、現時点では医療系学生に特化した奨学金制度の創設は考えておりません。

6. マイナンバーカードについて

- ①マイナンバーカードは国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供、社会保障個人会計など、住民のプライバシー権を侵害する危険性があります。国に対し、マイナンバー制度の中止、廃止を要望し、利用拡大に反対してください。

【回答：市民課 Tel 22-8155】

マイナンバーカード自体には、個人の重要情報は入っておりません。また、個人のあらゆる情報を国が一元管理するものではありません。さらに、マイナンバーカードは暗証番号等によりセキュリティが強固になっております。以上のことからマイナンバーカードは安心・安全であると考えます。今後については、国の動向に注視したいと思えます。

- ②「マイナ保険証」のトラブルが多発し、多くの患者や国民は不安を抱えています。また医療現場では個別の対応に時間を要し、業務が煩雑化しています。現行の健康保険証を残すよう国に要望してください。

【回答：市民課 Tel 22-8155】

マイナ保険証の利用が開始されトラブルの報告がありますが、今後は不具合を修正し、業務の改善が行われると思えます。こちらも引き続き国の動向に注視したいと思えます。

7. その他、国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

- ①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保障年金制度を創設すること。年金の毎月支給を実施すること。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

人口に占める現役世代の割合が継続して減少するなか、公的年金制度の持続可能性を高め、年金額の給付水準を維持するために、マクロ経済スライドによる調整が導入されました。マクロ経済スライドにつきまちは長期的な制度の維持及び給付水準確保のために必要な措置と考えます。

平成24年に国会に提出された、いわゆる「年金機能強化法案」に代わる福祉的な給付措置である年金生活者支援給付金制度が令和元年10月から施行され、所得の低い受給者への給付が行われています。また、平成29年8月1日から老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、年金を受け取れる対象者が拡大されました。

年金の毎月支給につきまちは、2ヶ月毎に支給される現行制度が定着していること及び毎月支給に伴う経費増大等を考慮し、国が勘案すべきことと考えます。

- ②農業政策について以下の項目について要望します。

- a) 「新基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率の向上を政府の法的義務とすること。
- b) 再生産できる米価・農畜産物価格の実現に国が責任を持つこと。WTO・現行基本法のもとで壊されてきた価格補償をアメリカ・EU並に再建・充実すること。
- c) 500億円もの外米輸入の削減・廃止を。酪農家に「牛乳を搾るな」を強制する乳製品輸入を即座に止めること。
- d) 政府の責任で食糧支援制度を創設し、「余剰」になっている米や牛乳・乳製品を政府が買い上げて食糧支援に回すこと。
- e) 水田つぶしにつながる水田活用交付金の削減をやめること共に、「畑地化」政策の撤回を。
- f) 集積・法人化推進ではなく、家族農業を柱に「地域の誰もが担い手」の政策を。いまこそ、規模の大小・専業・兼業を問わず、すべての家族農業を対象にする農業政策に転換し、アグロエコロジーで大增産を。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

要望いただいた事項については、現在、国において我が国の農業・農村の持続的発展に資するよう様々な観点から議論が続けられていますが、引き続き、議論の推移を見定めながら、地域農業が抱える課題や危機感を伝えるなど国や県に対して情報共有や検討を進めるよう働きかけていきます。

なお、令和4年6月に倉吉市議会から、国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書が内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参両院議長宛に提出されています。

- ③コロナ禍からの脱却、物価高騰への対策として消費税減税、ガソリン等燃油関連税の減税を求めます。インボイス制度は早期中止してください。

【回答：税務課（市民税係） Tel 22-8115】

単に減税を行うだけでは、社会保障をはじめとする各種施策の財源が不足し、制度の持続可能性が危惧される事態となるため、いただいたご要望の趣旨には沿えないものとなります。

また、インボイス制度につきましては、取引の適正化とともに消費税を正確に把握するために必要な制度であると認識しているところですが、一方で事業者の負担が発生することも考慮し、国が対応策を勘案すべきと考えます。

8. 障がい者施策について

- ①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。そうした方々の実態を把握し、行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、地域での居場所づくりを積極的に行ってください。

- ②障がい者総合支援法に即して、支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

行政、地域、障がいのある人に関わる相談支援機関をはじめ、民生児童委員等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。活動援助に関わる制度の新設は考えていません。

- ③障がい者支援事業所は、水光熱費、物価の高騰により運営、経営が困難となっています。実態調査を行い独自の支援を行ってください。

【回答：福祉課（福祉係） Tel 22-8118】

本市では、障がい者支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づくサービス報酬を支払っているところであり、物価高騰に対する独自の支援は考えていません。